

国立国会図書館

経済産業分野の諸課題

—近年の動向と論点—

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 841 (2015. 1. 9.)

はじめに

I 産業政策

- 1 成長戦略
- 2 中小企業政策

II 通商政策

- 1 WTO と FTA/EPA
- 2 日本の EPA
- 3 TPP 交渉の動向

III エネルギー政策

- 1 エネルギー基本計画と将来の電源構成
- 2 電力システム改革
- 3 原子力
- 4 再生可能エネルギー

おわりに

- 経済産業分野の課題として、産業政策、通商政策、エネルギー政策の3つの分野から、成長戦略、中小企業政策、TPP等の自由貿易協定交渉、エネルギー基本計画、電力システム改革、原子力、再生可能エネルギーを取り上げた。
- 経済産業政策においては、市場だけに委ねることができない分野、すなわち信頼できる法制度や市場制度の構築、労働市場やセーフティネットの整備、教育の充実等を中心課題とし、民間の経済活動を活性化する役割が期待される。
- 成長戦略のみならず、中小企業政策、通商政策、エネルギー政策の全ては、経済成長の環境整備の側面を持っている。このほか、知的財産権の保護、公正な競争環境の整備、資源開発等同じ側面を持つ政策課題は少なくない。

国立国会図書館

調査及び立法考査局経済産業調査室・課

第 8 4 1 号

はじめに

日本は、バブル崩壊後、長きにわたって経済的な停滞を余儀なくされてきた。少子高齢化やグローバル経済の進行という内外の大きな構造変化に対応しつつ、経済を活性化させるため、経済産業政策に期待される役割は小さくない。本稿は、経済産業政策の主要分野として、産業政策、通商政策、エネルギー政策を取り上げ、各分野の主な論点について、近年の動向と課題を整理する。

I 産業政策

1 成長戦略

(1) 歴代内閣の成長戦略

成長戦略とは、政府が、経済成長率等の目標を掲げ、その達成のための諸施策をまとめたものである。近年においては、歴代内閣の下で毎年のように成長戦略が策定されてきた(表1)。経済成長率の目標としては、今後10年間で年平均2~3%を掲げるものが多い。しかし、平成18年度から平成24年度までの年平均GDP成長率は名目で▲1.2%、実質で0.0%にとどまっている。

(2) 第2次安倍内閣の成長戦略

(i) 「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」

平成24(2012)年12月に発足した第2次安倍晋三内閣は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を、デフレ脱却と経済再生を図るアベノミクス「三本の矢」と位置付けた¹。成長戦略は、日本経済再生本部²の下に置かれた産業競争力会議³を中心に、経済財政諮問会議、規制改革会議等と連携しつつ検討が進められ、「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」(平成25年6月14日閣議決定)として策定された。同戦略は、日本産業再興プラン、戦略市場創造プラン、国際展開戦略を柱とし、各分野の政策群ごとに成果目標(Key Performance Indicator: KPI)を定めて進捗管理を行い、成果が出るよう柔軟に施策を見直す等「常に進化し続ける成長戦略」を目指すとした。

平成25(2013)年秋の臨時国会(第185回国会)は、「成長戦略実行国会」とされ、成長戦略関連の主な法律として、「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)と「国家戦

表1 歴代内閣の主な成長戦略

| 内閣 | 策定期間 | 名称 |
|--------------|----------|-------------------------------|
| 小泉純一郎内閣(第3次) | 平成18年7月 | 経済成長戦略大綱 |
| 安倍晋三内閣(第1次) | 平成19年4月 | 成長力加速プログラム |
| 福田康夫内閣 | 平成20年6月 | 経済成長戦略 |
| 麻生太郎内閣 | 平成21年4月 | 未来開拓戦略 (Jリカバリー・プラン) |
| 鳩山由紀夫内閣 | 平成21年12月 | 新成長戦略(基本方針) ～輝きのある日本へ～ |
| 菅直人内閣 | 平成22年6月 | 新成長戦略～「元気な日本」 復活のシナリオ～ |
| 野田佳彦内閣 | 平成24年7月 | 日本再生戦略～フロンティア を拓き、「共創の国」へ～ |
| 安倍晋三内閣(第2次) | 平成25年6月 | 日本再興戦略 —JAPAN is BACK— |
| 同上 | 平成26年6月 | 「日本再興戦略」改訂2014 —未来への挑戦— |

(出典) 各成長戦略の閣議決定等; 塚原正「我が国経済の推移と成長戦略」『技術と文化による日本の再生(総合調査報告書)』(調査資料 2012-1) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2012, p.31 等を基に筆者作成。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成26(2014)年12月22日である。

¹ 「安倍内閣総理大臣就任記者会見」2012.12.26. 首相官邸 HP <http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2012/1226kaiken.html> ただし、就任会見において「アベノミクス」の語は用いられていない。

² 経済対策の実施、成長戦略実現を目的に、「日本経済再生本部の設置について」(平成24年12月26日閣議決定)に基づき設置された。内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣で構成される。

³ 成長戦略の具現化と推進のため、「産業競争力会議の開催について」(平成25年1月8日日本経済再生本部決定)に基づき設置された。内閣総理大臣を議長とし、総理が指名する国務大臣や有識者等から構成される。

略特別区域法」(平成 25 年法律第 107 号)の成立をみた。前者は、企業単位での規制改革(企業実証特例制度)や産業の新陳代謝(事業再編、起業促進等)を進めようとするもの、後者は、国主導で特区を定め、医療、雇用、農業等のいわゆる「岩盤規制」⁴等について、規制・制度改革の突破口を開こうとするものである。

平成 26 (2014) 年の通常国会(第 186 回国会)は、「好循環実現国会」と位置付けられ、政府提出の成長戦略関連法案は約 30 本に及んだ⁵。「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)、「小規模企業振興基本法」(平成 26 年法律第 94 号、I-2 参照)等そのほとんどが成立した。

(ii) 「日本再興戦略」改訂 2014—未来への挑戦—

第 186 回国会閉会后間もなく、「日本再興戦略」改訂 2014—未来への挑戦—(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)が策定され、前年の成長戦略の残された課題である労働市場改革、農業の生産性拡大、医療・介護分野の成長市場化といった、岩盤規制にも踏み込む改革の方向性が示された。また、法人実効税率は、数年で 20%台まで引き下げることを目指すこととされ、女性の活躍推進については新法制定を含む具体的施策が掲げられた。さらに、アベノミクスの効果を全国に波及させ地域の活力の維持を図るとして、「地域再生法」(平成 17 年法律第 24 号)の改正や地域の経済構造改革を推進する本部の設置⁶等が掲げられた⁷。

平成 26 (2014) 年秋の臨時国会(第 187 回国会)では、成長戦略関連の政府提出法案として、「地域再生法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 128 号)等が成立したが、国家戦略特区法等一部改正法案等については衆議院解散に伴い廃案となった⁸。

(3) 課題

第 2 次安倍内閣の成長戦略については、岩盤規制改革や法人実効税率引下げ等日本経済再生に資する施策が盛り込まれたと評価する意見⁹や、好調な企業業績と雇用の改善を消費や投資の増加に結び付け、強い経済を実現するには、成長戦略を一層加速させることが重要であるとする意見¹⁰がある一方、大企業を重視し過ぎで格差拡大を招く¹¹、成長戦略が立脚するトリクルダウン理論は今の日本に当てはまらないといった批判¹²もある¹³。

⁴ 所管省庁や関連業界・団体等による反対や抵抗が強く、長年にわたり改革が困難となっている規制をいう。

⁵ 産業競争力会議「次期通常国会提出予定の成長戦略関連法案等」(第 15 回会議配布資料 1-1) 2014.1.20. 首相官邸 HP <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkkaigi/dai15/siryou1-1.pdf>>

⁶ 本部は、その後、「まち・ひと・しごと創生本部の設置について」(平成 26 年 9 月 3 日閣議決定)に基づき、「まち・ひと・しごと創生本部」として設置された。同本部は、内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣で構成される。さらに、同本部は、「まち・ひと・しごと創生法」(平成 26 年法律第 136 号)の成立・施行に伴い、平成 26 年 12 月 2 日から同法に基づく法定の本部となった。

⁷ そのほか、統合型リゾート(IR)について、議員提出の「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」(「IR 推進法案」(いわゆる「カジノ法案」))の状況等を踏まえ検討を進めることも盛り込まれた。

⁸ 女性活躍推進法案、労働者派遣法等一部改正法案、IR 推進法案等が廃案となっている。

⁹ 「2020 年に向けた経済政策 5 分野の提言—成長戦略改訂版の評価とみずほ総研が考える効果的追加策—」 2014.7.25. みずほ総合研究所 HP <<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/urgency/report140725.pdf>>; 「社説 日本経済再生へ足踏みせず改革を」『日本経済新聞』2014.6.25 等

¹⁰ 「社説 経済再生へ「アメ」より改革案を競え」『日本経済新聞』2014.11.23; 「視座 14 衆院選 (1) 成長戦略の加速重要 高橋進日本総研理事長」『読売新聞』2014.11.24; 「経済教室 消費増税延期と財政 (上) 20 年度「黒字化」に照準を」『日本経済新聞』2014.12.4 等

¹¹ 「社説 成長戦略 企業対策に偏りすぎだ」『毎日新聞』2014.6.23; 「社説 新成長戦略 奇策や禁じ手ばかりだ」『東京新聞』2014.6.25 等

¹² 「インタビュー 成長戦略の「勘違い」 経営共創基盤 CEO 富山和彦さん」『朝日新聞』2014.9.9. トリクルダ

産業競争力会議は、成長戦略に掲げた施策を確実に実行するため、進捗状況の確認を行うほか、平成 27 (2015) 年 1 月を目途に「成長戦略進化のための今後の検討方針」をまとめ、平成 27 年年央を目途に行う成長戦略の改訂に反映させるとしている¹⁴。地方や中小企業も含めて国民の多くが経済成長の成果を実感できることが今後の課題となろう。

2 中小企業政策

(1) 中小企業政策の概要

中小企業は、国内企業数の 99.7%、従業員数の約 7 割、製造業付加価値額の約半分以上を占め、日本の産業や雇用を根底で支える存在である。中小企業を支援する政策は様々であり(表 2)、施策実施機関も多岐にわたる。近年の政府の中小企業予算は、一般会計で毎年度 1800 億円程度であり、政府予算全体の 0.2% 不足だが、景気対策等に充てるため補正予算が膨らむ傾向にある。中小企業庁は様々な媒体を通じて政策の普及に努めているが、施策が多すぎて中小企業にとっては何が活用できるのか分かりにくく、政策の事後評価が十分なされていないとの批判もある¹⁵。

これまでの中小企業政策は比較的規模の大きな中規模企業への支援が中心であったが、近年は小規模企業¹⁶も政策の焦点となっている。平成 26 (2014) 年に成立・施行された小規模企業振興基本法は、小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系を構築するため、政府が 5 年間の基本計画を策定することを規定している¹⁷。

(2) 今後の論点

(i) 事業承継

団塊世代の企業経営者の引退時期が近づき、中小企業の事業承継が重要な課題となっている。事業承継の形態は親族内承継が最も多いものの、親族外承継や事業売却を行う事例も増加している。また、後継者不足や経営環境の悪化等を主因とする廃業や、事業承継を機に業態転換や新事業の立上げを行う第二創業の支援も重視されている。

事業承継については、これまでも「事業引継ぎ支援センター」の設置、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(平成 20 年法律第 33 号、通称「経営承継円滑化法」)

表 2 中小企業政策の分類

| | |
|---------|---|
| 経営支援 | ものづくり・技術の高度化、創業・ベンチャー、経営革新、技術革新・IT化、海外展開、取引・官公需、経営安定化、小規模企業に係る支援等 |
| 金融支援 | 政策金融(商工中金、日本政策金融公庫等)、信用補充(信用保証協会等) |
| 財務支援 | 中小企業関連税制、中小企業会計、事業承継円滑化支援(相続税・贈与税の納税猶予制度等) |
| 商業・物流支援 | 中小商業の振興、中心市街地活性化支援(融資、補助金等) |
| 相談・情報提供 | 中小企業庁による広報、都道府県等中小企業支援センター、商工会議所・商工会等による相談受付等 |

(出典) 中小企業庁編『平成 26 年度中小企業施策総覧』2014, pp.17-422 等を基に筆者作成。

ウンとは、大企業の成長を促すことで、中小企業、地域等にもその恩恵が滴り落ちるように広がること。

¹³ 法人税改革、労働時間規制の見直し、外国人材の活用、混合診療の拡大といった成長戦略に盛り込まれた個々の施策についても識者や国民の間で賛否が分かれている。

¹⁴ 産業競争力会議「産業競争力会議における今後の主な検討事項」(第 19 回会議配布資料 3) 2014.9.18. 首相官邸 HP <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkkaigi/dai19/siryou3.pdf>> ただし、平成 26 年 11 月の衆議院解散以前におけるスケジュール想定である。

¹⁵ 「こんなにあった中小企業施策 (1) 総論 施策、選択肢が多すぎる」『日刊工業新聞』2007.10.3; 本多哲夫「中小企業政策とは何か」高田亮爾ほか『現代中小企業論』同友館, 2009, pp.299-301.

¹⁶ 製造業は従業員 20 人以下、その他の産業は従業員 5 人以下の企業を指す。

¹⁷ 最初の基本計画は平成 26 (2014) 年 10 月に公表された(経済産業省「小規模企業振興基本計画が閣議決定されました」2014.10.3. <<http://www.meti.go.jp/press/2014/10/20141003003/20141003003.html>>)。また、経済産業省の「平成 27 年度経済産業政策の重点」には、小規模企業の事業環境の整備・経営基盤の強化、イノベーション推進等が盛り込まれている。

に基づく①遺留分に関する民法の特例、②金融支援措置、③相続税・贈与税の納税猶予等が行われてきた。平成 25 (2013) 年度の税制改正では、要件が厳しいために利用数が低迷していた相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し等が行われ、平成 27 (2015) 年 1 月から適用される。さらに、現在は親族内承継にのみ適用される遺留分に関する民法の特例を、親族外承継にも適用できるようにする経営承継円滑化法の改正案が、平成 27 (2015) 年の通常国会に提出される見通しである。また、廃業支援策の拡充も検討されている¹⁸。

事業承継支援は雇用維持や地域経済の活性化、技術やノウハウの次世代への継承に資する一方で、実質的に経営が破綻している企業を延命させ、新規起業者の機会を奪うおそれもある。円滑な廃業支援や創業支援とのバランスに留意した事業承継支援が求められよう。

(ii) 個人保証

事業融資における連帯保証人が多額の借金を背負い自己破産や自殺に追い込まれるケースが少なくないことから、保証人の負担が過重になっており、事業承継の際の障害にもなるといった指摘がなされてきた。一方、第三者保証に係る過度な規制は担保に乏しい中小企業にとって融資条件が厳しくなり、借入が困難になるとして懸念を示す声もあった。これまでも、民法改正による個人の保証人に関する極度額の定めのない貸金等債務への根保証の禁止等の対策が取られてきたが、近年再び個人保証の見直し論議が活発化している。

全国銀行協会と日本商工会議所等は、一定の条件を満たす場合に金融機関が保証に依存しない融資を検討する「経営者保証に関するガイドライン」を策定し、平成 26 (2014) 年 2 月から運用している。関係省庁もその活用を促しているが、実際に個人保証を外すことができた企業は少なく、効果はまだ限定的といえる。ガイドラインの知名度が低いという課題もさることながら、経営者と会社の資産の区分けが不明確、財務状況が不透明という中小企業も多く、金融機関が個人保証の解除に踏み切れない面もあると指摘されている。¹⁹

また、平成 26 (2014) 年 8 月、法務省の法制審議会が「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」を発表し、事業融資の第三者保証は一定の例外を除き、公証人がその保証意思を確認しなければ効力を生じないとする規定を新設するとした。中小企業の信用力補完に配慮したものと評価する声がある一方で、金融機関の抜け道にならないか、また、中小企業にとってはこれまで不要だった公正証書を取得する手間が増えるだけにならないか等の懸念もある²⁰。民法改正案は平成 27 (2015) 年の通常国会に提出される見通しである。

(iii) 円安対策

円安が急激に進行しているため、中小企業の経営悪化を懸念する声が強まっている。中小企業の半数以上が原材料高やエネルギー価格の上昇分を価格転嫁できていないという調査もあり、政府は「下請代金支払遅延等防止法」（昭和 31 年法律第 120 号、通称「下請法」）に基づく親企業等への立入検査の強化や、政府系金融機関に中小企業向け融資の返済猶予を要請する等の対策を行っている。企業・雇用数の大部分を占める中小企業が景気回復か

¹⁸ 廃業後の生活資金を積み立てる小規模企業共済制度を拡充し、自主廃業までに必要な事業整理資金に対する契約者貸付制度の創設、事業承継時に受け取る共済金の引上げ等（事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会「事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会 中間報告」2014.7, p.60. <<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/jigyousyoukei/2014/140724IR-Z.pdf>>）。

¹⁹ 「「経営者保証」解除 徐々に」『日本経済新聞』2014.8.18. 東京中小企業家同友会の平成 26 年 5 月時点の調査では、個人保証を外せたと回答したのは回答企業の内 4%に過ぎない。

²⁰ 「民法、120 年ぶり改正へ 契約ルール 中小に配慮」『日刊工業新聞』2014.10.6; 「個人保証 金融機関の貸し渋り懸念で薄まった保証人保護の観点」『週刊ダイヤモンド』4551 号, 2014.10.11, p.41.

ら取り残されれば経済の好循環には結びつかない。適正な転嫁を進め中小企業の収益を改善し、賃上げにまでつなげていくことが期待される。²¹

II 通商政策

1 WTO と FTA/EPA

自由貿易促進のために創設された国際機関、WTO（World Trade Organization: 世界貿易機関）²²は、平成7（1995）年の発足以降、加盟国数の増加や新興国台頭による加盟国間のパワーバランスの変化等を要因として、その交渉が停滞している。多国間で貿易自由化を推進するフォーラムとして WTO が十全に機能しない中で、1990年代以降、世界各地で FTA/EPA（Free Trade Agreement: 自由貿易協定/Economic Partnership Agreement: 経済連携協定）を締結する動きが加速しつつある。

昨今急増しているこの FTA/EPA とは、特定の国・地域間での経済関係の強化を目指し、貿易や投資の自由化・円滑化を進める協定のことである²³。近年の FTA/EPA は、WTO 協定の自由化水準を上回るだけでなく、その対象とする範囲も WTO 協定より広範囲にわたっている。つまり、物品貿易において鍵を握る関税の引下げや、サービス貿易の自由化のみならず、WTO 協定がカバーしていない投資の自由化や知的財産保護、競争政策等、広範囲のルールを規定する協定内容となっている。²⁴

2 日本の EPA

(1) EPA 締結・交渉状況

日本は、平成14（2002）年のシンガポールとの EPA を皮切りに、現在までに13の国・地域との EPA を発効させている（表3）。当初は日本と経済的つながりの深い東アジア諸国との二国間 EPA を推進していたが²⁵、

表3 日本の EPA の取組状況

| 進捗 | 対象国・地域又は協定名 |
|---------|---|
| 発効済 | シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー |
| 署名済 | 豪州 |
| 大筋合意 | モンゴル |
| 交渉中 | TPP、EU、RCEP、日中韓、日・ASEAN 包括的経済連携サービス・投資章（実質合意）、カナダ、コロンビア、韓国（交渉中断）、GCC（湾岸協力理事会）（交渉延期） |
| 交渉開始に合意 | トルコ |

（出典）経済産業省「我が国の EPA 取組状況」2014.12.1. <http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/epa_japan.pdf> を基に筆者作成。

²¹ 「「価格転嫁できず」半数超」『日本経済新聞』2014.11.22; 「円安で中小支援 経産省要請」『日本経済新聞』2014.10.3, 夕刊。

²² WTO の前身は、1948年に発足した GATT（関税及び貿易に関する一般協定）体制である。GATTにより多角的自由貿易体制の基礎が築かれた。

²³ 外務省は、締約国間における物品・サービス貿易の自由化を主な目的とする協定を FTA、より包括的な協定を EPA と定義し、日本は EPA を推進してきたとしている（外務省「EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）」2012.3. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/pdfs/EPA_FTA.pdf>）。しかし、近年の一般的な FTA は、物品・サービス貿易以外の分野を含み、EPA と実質的な差はない。本稿は、締結国間における経済上の連携を促進する協定全般を FTA/EPA、日本が関係する協定については原則として EPA と表記する。

特定の国に対して有利な待遇を与えることになる FTA/EPA は、WTO 協定の「最恵国待遇」の原則（いずれかの国に与える最も有利な待遇を他の全ての加盟国にも適用すること）とは整合しないものである。しかし、WTO 協定の条文上、WTO のルールよりも自由化の度合いを高めること等の要件を満たす場合に限り、最恵国待遇の例外を認めているため、FTA/EPA は WTO 協定の例外として位置付けることができる。（坂尻貢市・植田大祐「自由貿易協定の現状と課題—モノの貿易を中心に—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』588号, 2007.5. 24, pp.1-2. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000602_po_0588.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>）

²⁴ 中川淳司「TPP 交渉の行方と課題（1）TPP の背景と意義」『貿易と関税』730号, 2014.1, p.23.

²⁵ 経済連携促進関係閣僚会議「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」2004.12.21. <<http://www.mofa>

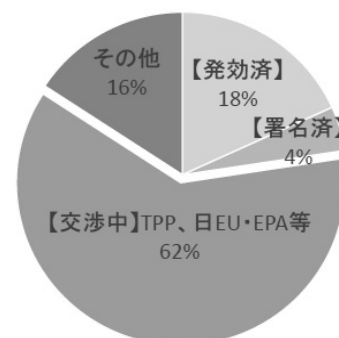
近年ではその他の国・地域にも締結対象を広げるとともに、二国間のみならず多国間での EPA 交渉（TPP（後述）、日 EU・EPA²⁶、RCEP²⁷等）を積極的に進めている。

（２）特徴・課題

日本の EPA の特徴として、対象範囲が広く包括的な協定であることが挙げられる。一方で、関税撤廃による自由化率（10年以内に関税撤廃を行う品目が全品目に占める割合）は必ずしも高くない。²⁸

加えて、平成 25（2013）年時点では日本の FTA 比率（FTA 発効国・地域との貿易額が貿易総額に占める割合）は 2 割に満たない（図 1）。政府は、平成 25 年 6 月の「日本再興戦略」（I-1 参照）において、FTA 比率を平成 30（2018）年までに 70%に高める目標を掲げた。現在交渉を進めている多国間 EPA 交渉が妥結に至れば、その目標が達成されることになる。

図 1 日本の FTA 比率



（出典）日本貿易振興機構（JETRO）「ジェトロ世界貿易投資報告 2014 年版」p.40 を基に筆者作成。

3 TPP 交渉の動向

（１）交渉経緯

日本が交渉を進めている多国間 EPA の中でも、特に国内的な注目度が高いのが TPP（Trans-Pacific Partnership: 環太平洋経済連携協定）である。もともと TPP 交渉は、米国等 8 か国が平成 22（2010）年 3 月から開始し²⁹、日本は平成 25（2013）年 7 月から交渉に参加している。現時点での交渉参加国は、ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイ、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本の計 12 か国である。直近の主要な交渉会合としては、平成 26（2014）年 11 月に、北京で TPP 交渉参加国の首脳会合が開催されたが、日米間、米国・新興国間での交渉難航が報じられ、同会合後に出された首脳声明には交渉の合意時期は盛り込まれなかった³⁰。今後の行方が明確には見通せないまま、交渉期間は 4 年半以上に及んでいる。

（２）TPP の特徴等

TPP は、交渉分野が 21 分野に及ぶ対象範囲の広さ、自由化率の高さがその特徴として指摘されている。また、TPP 交渉参加国の経済規模が世界の GDP の約 4 割を占めること、TPP のルールが他の FTA にも影響を及ぼしスタンダードとなる可能性を有していること等

go.jp/mofaj/gaiko/fta/hoshin_0412.html>

²⁶ 伊藤白「EU の FTA 政策—日 EU・EPA 交渉に向けて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』793 号, 2013.6.21. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8224777_po_0793.pdf?contentNo=1> 参照。

²⁷ ASEAN と日本・中国・韓国・インド・オーストラリア・ニュージーランドの計 16 か国による交渉。田中葉採児「ASEAN の FTA 政策」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』792 号, 2013.6.21. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8224775_po_0792.pdf?contentNo=1> 参照。

²⁸ 石川幸一「日本の FTA と TPP」『国際貿易と投資』88 号, 2012.夏, p.8.

²⁹ TPP の交渉経緯や特徴を含む全般的な概要については、伊藤白・田中葉採児「環太平洋経済連携協定（TPP）の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』770 号, 2013.2.12. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_7269147_po_0770.pdf?contentNo=1> 参照。

³⁰ 声明では「終局が明確になりつつある」とされた（内閣官房 TPP 政府対策本部「環太平洋パートナーシップ首脳声明（仮訳）」2014.11.10. <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2014/11/141110_tpp_china_statement.pdf>）。

の観点から、影響の大きさが指摘されている。³¹

TPP の影響については、日本が TPP 交渉に参加する以前からプラス面、マイナス面について様々な議論が行われてきた。表 4 は、こうした議論のうち、TPP の全体的な枠組みに関する主な論点をまとめたものである³²。

表 4 TPP の影響

| 論点 | プラス面の影響 | マイナス面の影響 |
|----------------------|--|--|
| 関税撤廃 | ①TPP 参加により TPP 加盟国の関税率を削減でき、日本企業の輸出競争力を強化できる。 | ①農業が大きな打撃を受ける。 <左記①に対する反論> ・日本企業の輸出先として重要な米国の工業製品の関税率は既に十分低く、利益は少ない。 ・関税率よりも為替レートの影響が大きい。 |
| サービス貿易・投資等 | ①TPP は、関税撤廃以外に、サービス貿易、投資等のルール整備による経済効果も大きい。 <右記①②に対する反論> ・一般に、ルール整備により、途上国に対しより高い水準を求めることになり、日本側が益する部分が多い。 | ①国内法・制度に変更を迫られる懸念がある。 ②ISDS 条項 ¹ により投資家から日本政府が訴えられる可能性がある。 |
| 安価な製品の輸入 | ①安価な製品を輸入することは消費者にとっては利益となる。 <右記①に対する反論> ・日本より貿易依存度の高い国がデフレではないのだから、貿易自由化はデフレの主因とはならない。 | ①安価な製品の輸入により、デフレが促進される。 |
| アジア太平洋地域におけるルールメイキング | ①TPP が FTAAP ² へ発展していくと、TPP の貿易・投資ルールがアジア太平洋地域のスタンダードとなり得る。 | <左記①に対する反論> ・TPP 交渉には途上国など日本と貿易上の利害が対立する国も参加しており、ルール作成において日本の主張を通すのは難しい。 |
| WTO との関係 | ①WTO 交渉は暗礁に乗り上げているため、TPP 交渉の場で貿易自由化についてのルール形成が進むことになる。 | <左記①に対する反論> ①TPP は一種のブロック経済であり、貿易自由化は WTO の場で進めるべき。 |

(注1) ISDS 条項とは、外国投資家と国家（投資受入国）の間の紛争を国際的な仲裁機関に付託するための手続等を定めた規定である。
(注2) FTAAP とは、2006 年の APEC 首脳会議において米国より提案された、APEC 全域（21 の国・地域）をカバーする FTA 構想である。
(出典) 伊藤白・田中菜採児「環太平洋経済連携協定（TPP）の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』770 号、2013.2.12, p.8 を基に筆者作成。

III エネルギー政策

1 エネルギー基本計画と将来の電源構成

(1) エネルギー基本計画

政府は、「エネルギー政策基本法」（平成 14 年法律第 71 号）に基づき、おおむね 3 年ごとに「エネルギー基本計画」を定めている。同計画は、「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」というエネルギー政策の基本方針に則り、エネルギー政策の基本的な方向性を示すものである。過去の計画において、原子力発電は、「基幹電源又は基幹エネルギー」と位置付けられ、積極的に推進する方針が示されていた³³。

³¹ TPP の特徴等についての政府説明資料としては、内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP 協定交渉について」<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2014/11/141111ver_setsumeikai_siryou.pdf> を参照（随時更新される）。

³² TPP の各論については、以下を参照。国立国会図書館調査及び立法考査局「環太平洋経済連携協定（TPP）をめぐる動向と課題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』735 号、2012.2.2, pp.11-24。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3382440_po_0735.pdf?contentNo=1>; 伊藤白「ISDS 条項をめぐる議論」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』807 号、2013.11.5。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8331366_po_0807.pdf?contentNo=1>; 内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP に関する Q&A」<<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/q&a.html>>

³³ 第 1 次エネルギー基本計画（平成 15 年 10 月 7 日閣議決定）、第 2 次エネルギー基本計画（平成 19 年 3 月 9 日閣議決定）、第 3 次エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）。例えば、第 3 次エネルギー基本計画は、「電源構成に占めるゼロ・エミッション電源（原子力及び再生可能エネルギー由来）の比率を約 70%（2020

しかし、東京電力福島第一原子力発電所（福島第一原発）事故によって、原子力政策を含むエネルギー政策の抜本的な見直しが求められた。再稼働を認めず即時原発ゼロを実現するのか、再稼働は認めるものの新增設は認めずに廃炉を進めていくのか、新增設も含めて将来も一定の役割を担わせるのか、原発の活用をめぐる様々な意見がある中で、野田佳彦内閣（当時）は「2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入する」との方針を示した³⁴。

平成 24（2012）年の政権交代後、第 2 次安倍晋三内閣は、エネルギー政策を再度見直し、第 4 次エネルギー基本計画（平成 26 年 4 月 11 日閣議決定）を決定した。同計画は、原子力を重要なベースロード電源（発電コストが、低廉で、安定的に発電することができ、昼夜を問わず継続的に稼働できる電源）としつつ、原発依存度を可能な限り低減させるとしている（表 5）。

表 5 第 4 次エネルギー基本計画の概要（各エネルギー源の位置付け等）

| エネルギー源 | 位置付け | 政策の方向性 |
|-----------|---|---|
| 原子力 | 優れた安定供給性と効率性を有し、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時に温室効果ガスを排出しない、重要なベースロード電源。 | 原子力規制委員会により規制基準に適合すると認められた原発は再稼働を進める。原発依存度は省エネ・再エネの導入や火力発電所の効率化等により可能な限り低減させる。 |
| 再生可能エネルギー | 現時点では安定供給面やコスト面で課題があるが、温室効果ガスを排出せず、エネルギー安全保障にも寄与する、重要な低炭素の国産エネルギー源。 | 平成 25（2013）年から 3 年程度、導入を最大限加速させる。これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準 ¹ を上回る水準の導入を目指す。 |
| 石炭 | 温室効果ガスの排出量は大きい、地政学的リスクが化石燃料の中で最も低く、安定性・経済性に優れたベースロード電源。 | 高効率石炭火力発電の有効利用等により環境負荷を低減しつつ活用していく。 |
| 天然ガス | 化石燃料の中で温室効果ガスの排出が最も少なく、石油と比べて地政学的リスクは低い。発電分野ではミドル電源の役割を担う。 | 電源としての過度な依存を避けつつ、供給源多角化等によりコストの低減を進める。 |
| 石油 | 地政学的リスクは大きい、運輸、民生、電源等の幅広い用途がある。発電分野ではピーク電源としての機能を担う。 | 供給源の多角化、産油国との協力、備蓄等の危機管理の強化、調整電源としての石油火力の活用を進める。 |

（注 1）平成 21（2009）年 8 月策定の「長期エネルギー需給見通し（再計算）」（2020 年の発電電力量の 13.5%（1414 億 kWh））、平成 22（2010）年 6 月に開催した総合資源エネルギー調査会総合部会・基本計画委員会合同会合資料の「2030 年のエネルギー需給の姿」（2030 年の発電電力量の約 2 割（2410 億 kWh））等がある。

（出典）「第 4 次エネルギー基本計画」2014.4. <<http://www.meti.go.jp/press/2014/04/20140411001/20140411001-1.pdf>> を基に筆者作成。

（2）将来の電源構成

第 4 次エネルギー基本計画では、原発依存度の低減に向けた工程表や将来の電源構成の見通しは示されていない。政府は、各エネルギー源の位置付けを踏まえ、原発の再稼働、固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギーの導入、温暖化対策をめぐる国際交渉の状況等を見極め、平成 27（2015）年夏頃を目途に原発比率を含む将来の電源構成（エネルギーミックス）を示す方針である³⁵。

同計画が、「重要なベースロード電源」と位置付ける原子力への依存を「可能な限り低減させる」としている点や、小売の全面自由化や発送電分離を進める電力システム改革（III-2 参照）における原子力事業の存続可能性³⁶等、不透明な部分も残されている。

年には約 50%以上）とする。（現状 34%）」との目標を掲げていた。

³⁴ 「革新的エネルギー・環境戦略」（平成 24 年 9 月 14 日エネルギー・環境会議決定） <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/npu/policy09/pdf/20120914/20120914_1.pdf> 詳細は、近藤かおり「我が国のエネルギー政策の経緯と課題—福島第一原発事故後の議論をふまえて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』762 号、2012.12.26. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4059583_po_0762.pdf?contentNo=1> 参照。

³⁵ 「宮沢経済産業大臣の閣議後記者会見の概要」2014.11.25. <http://www.meti.go.jp/speeches/data_ed/ed141125j.html> エネルギー政策における原発のメリット・デメリットについては、山口聡「エネルギー政策と原発再稼働をめぐる問題—原子力発電と火力発電の比較—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』787 号、2013.4.30, pp.8-9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8201577_po_0787.pdf?contentNo=1> 参照。

³⁶ 澤昭裕「エネルギー基本計画 玉虫色の「原子力」方針 残る 3 つの不透明性」『日経エコロジー』181 号、2014.7,

2 電力システム改革

(1) 現状と問題点

東日本大震災とこれに伴う福島第一原発事故を契機に、電力システムが抱える限界が明らかになった。すなわち、価格による需給調整が柔軟に働かない、全国規模で需給調整を行う機能が不足している、消費者が自由に電気の購入先を選択することができない等の問題である。また、平成7(1995)年以降4次にわたる制度改革を行い、発電部門における競争原理の導入、小売部門の一部の自由化を進めてきたにもかかわらず、一般電気事業者(10電力会社)による事実上の独占という市場構造は基本的に変わっておらず、新規参入者のシェアは僅かであり、競争は不十分な状況にある。³⁷

(2) 改革の段階的实施

これらの問題の解決に向けて、政府は、小売の全面自由化や発送電分離を柱とした電力システム改革を3段階で進めている。

【第1段階】平成25(2013)年11月13日成立の「電気事業法の一部を改正する法律」(平成25年法律第74号)に基づき、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進めるとともに、電力需給のひっ迫時に一般電気事業者の区域を越えて広域的な電力融通の指示等を行う「広域的運営推進機関」が、平成27(2015)年4月1日に設立される予定である。

【第2段階】平成26(2014)年6月11日成立の「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)に基づき、一般電気事業者にしか認められていない家庭等の小口需要家(契約電力50kW未満)への小売業の参入規制が、平成28(2016)年を目途に撤廃され、全ての需要家が電気の購入先を選択できるようになる。家庭等の小口需要家保護の観点から、政府による料金規制は、当分の間、継続される。

【第3段階】政府は、平成30(2018)～32(2020)年を目途に、小売料金の全面自由化(料金規制の完全撤廃)と発送電分離(法的分離³⁸)を実施するため、平成27年(2015)年通常国会に、必要な法律案の提出を目指している。

(3) 改革の課題

電気は在庫を持つことが困難なため、料金規制が完全に撤廃されると、需給ひっ迫時において、電気料金に上昇圧力がかかる。料金上昇は電気事業者の電源投資意欲を刺激するが、電源開発には通常長い期間とリスクを要する。電源投資に有効な誘因が与えられず、供給力不足が恒常化する可能性もある。このため、発電事業者が電源設備への投資採算の見通しを立てられるような制度設計が必要との意見がある。³⁹

発送電分離については、先行する欧米において、競争促進に一定の役割を果たしているという評価と、垂直統合体制に比べてコストがかかるとの評価の両方がある⁴⁰。発送電分離のメリット・デメリットについて、慎重な吟味が必要となろう。

pp.80-82. 原発は設置のための投資が巨額かつ長期であり、電力自由化は事業リスクの面で厳しい条件となる。

³⁷ 詳細な経緯は、野口貴弘「電力システム改革をめぐる経緯と議論」『レファレンス』748号,2013.5.

<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8206692_po_074802.pdf?contentNo=1>

³⁸ 一般電気事業者の送配電部門を別会社とするが、会社間で資本関係を有することを排除しない分離方式。

³⁹ 大橋弘「料金上昇や供給減を防げ、ピーク時対応に不安」『日本経済新聞』2014.6.26.

⁴⁰ 服部徹「わが国の電力システム改革に求められるもの：エネルギー政策との整合性と慎重かつ柔軟な対応」『Business i. ENECO』560号,2014.10,p.34.

3 原子力

(1) 福島第一原発の廃炉措置

現在、福島第一原発では、廃炉に向けた取組が進められている。廃炉措置の大きな柱は、使用済燃料のプールからの取出しと、核燃料や炉心構造物が原子炉内で融けて固まった燃料デブリの取出しである。特に燃料デブリの取出しについては、現場の放射線量が高いために遠隔操作による作業が必須となる等技術的な難易度が高いため、現在は経済産業省の補助事業として様々な研究開発が進められている。政府・東京電力が策定したロードマップでは、燃料取出しを平成 27 (2015) 年度⁴¹、燃料デブリ取出しを平成 32 (2020) 年度頃から開始する計画となっている。その後、施設の解体や放射性廃棄物の処分等が予定されており、廃炉全体の工程が終了するまでの期間は 30~40 年と見込まれている。⁴²

また、原子炉建屋に地下水が浸入し、放射性物質に汚染された水が増え続けることへの対処(汚染水対策)も重要な課題である。現在、建屋を囲む凍土壁の建設や、井戸からの地下水くみ上げ等の対策が進められているが、抜本的な解決には至っていない。⁴³

政府はこれまで、廃炉に向けた研究開発や一部の汚染水対策事業に国費を投入してきている。また、平成 26 (2014) 年 8 月には原子力損害賠償支援機構の改組が行われ、廃炉を技術的に支援する機能が加わった「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」が発足した。

(2) 原発の再稼働

福島第一原発事故後に原子力規制体制は抜本的に見直され、従来内閣府原子力安全委員会と経済産業省原子力安全・保安院が担っていた商業用原発の安全規制に関する業務は、新たに発足した原子力規制委員会に一元化された⁴⁴。また、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。)や、事業者には原発の設置許可を与える際の規制基準も全面的に見直しが行われた。

原子炉等規制法の改正によって、①重大事故対策、②最新規制の既存施設への適用(バックフィット規制)、③運転期間制限(原則 40 年、上限 20 年の延長規定有)等が法定化された。平成 25 (2013) 年 7 月に施行された新規規制基準は、安全機能の一斉喪失を防止する観点から、自然現象等の想定とその対策を抜本的に見直して設計基準を大幅に強化し、原子炉等規制法に規定された重大事故対策を新たに盛り込んでいる。

バックフィット規制導入に伴い、既設の原発が再稼働する上でも、原子力規制委員会による新規規制基準への適合性審査を通過することが必要になった。新規規制基準の施行以降、10 事業者が 13 原発 20 基について新規規制基準に係る適合性審査の申請を行った。当初、審査期間は半年程度との目安が示されていたが、想定する地震動(基準地震動)の見直しや事業者の書類提出の遅延等の理由によって審査は大幅に遅延している。

原子力規制委員会は、平成 26 (2014) 年 9 月、九州電力川内原発(1-2 号機)が新規規制

⁴¹ ただし、事故時に全ての燃料が使用済燃料プールにあり、事故による損傷が少なかった 4 号機では、平成 25 (2013) 年 11 月から燃料取出しが開始され、平成 26 (2014) 年 12 月に取出しが完了した。

⁴² 原子力災害対策本部東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議「東京電力(株)福島第一原子力発電所 1~4 号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」2013.6.27. <<http://www.meti.go.jp/press/2013/06/20130627002/20130627002-3.pdf>>

⁴³ 青山寿敏「福島第一原発の汚染水問題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』839 号, 2015.1.8. 参照。

⁴⁴ 原子力規制委員会は、環境省の外局組織ではあるが、「国家行政組織法」(昭和 23 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項の規定に基づいて設置された独立性の高い委員会である。

基準に適合するとの審査書を決定し、原子炉の設置変更を許可した。九州電力は、既に地元自治体である鹿児島県と薩摩川内市の同意を得ており、工事計画及び保安規定変更の認可や使用前検査を終えた後に運転を開始する見込みである。このほか、関西電力高浜原発（3-4号機）、九州電力玄海原発（3-4号機）等も適合性審査の終盤に差し掛かっている。

原子力規制委員会による適合性審査が当初の予定から遅れていることについて、事業者の準備不足との見方があるものの、早期の原発再稼働を求める立場からは、迅速な審査を求める声が上がっている⁴⁵。なお、審査終了後の再稼働判断については、立地市町村以外の周辺自治体の同意も必要との意見や、住民避難計画の実効性を国が審査する体制がないとの批判があり⁴⁶、今後事業者が再稼働手続を進める上での重要な論点となろう。⁴⁷

（３）核燃料サイクル・高レベル放射性廃棄物の最終処分

第４次エネルギー基本計画（Ⅲ-1 参照）では、再処理・プルサーマルの推進とともに、高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取組について国が前面に立つこととされた。

我が国の核燃料サイクルは、使用済燃料を再処理して分離したプルトニウムから製造する MOX 燃料を、高速増殖炉で用いる核燃料サイクル（高速増殖炉サイクル）と軽水炉で用いる核燃料サイクル（プルサーマル）の２つのサイクルが想定されている。しかし、高速増殖炉の原型炉であるもんじゅがトラブルが相次いだためにほとんど稼働しておらず、高速増殖炉サイクルの実現に向けた見通しは立っていない。プルサーマルについても、原発の再稼働が進んでおらず、当初の予定通り実施することが難しくなっている。加えて、六ヶ所再処理工場は新規規制基準への適合性審査が終了しておらず、完成時期の延期が繰り返されている。また、再処理事業は原子力事業者の費用負担（最終的には総括原価方式の下、電力消費者が負担）で行われているが、電力自由化による事業者間の競争進展、総括原価方式の廃止によって、原子力事業者が費用負担を行えなくなる可能性がある。経済産業省の総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会では、再処理事業の実施主体である日本原燃株式会社を認可法人とする等、安定的な再処理事業実施に向けて国の関与を深める方向で検討が進められている。

高レベル放射性廃棄物の最終処分については、平成 26（2014）年 6 月に、政府は最終処分場の選定や建設を担う「原子力発電環境整備機構（NUMO）」の理事長に近藤駿介・前原子力委員会委員長を起用することを決定し、最終処分場の候補地選びを加速させる姿勢を示した。現在、経済産業省のワーキンググループで、最終処分に適した候補地の選定方法や、地元住民が自治体の意思決定に参加する枠組みについて検討が行われている。

（４）原子力事業継続のための制度見直し

今後、電力システム改革（Ⅲ-2 参照）によって事業者間の価格競争が進展すれば、原発の建設や廃炉に要する巨額な費用を、事業者が電力料金に上乗せする形で回収することが困難になる。この点について、原子力小委員会では、原発によって発電した電気を一定の

⁴⁵ 「社説 「原発ゼロ」の夏 安定供給の回復へ再稼働急げ」『読売新聞』2014.5.17.

⁴⁶ 「社説 川内再稼働同意 住民の安全守れるのか」『毎日新聞』2014.11.8. 原子力防災の見直しの詳細については、山口聡「原子力防災の課題と取組み—住民避難の実効性の確保に向けて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』803号, 2013.10.15. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8317061_po_0803.pdf?contentNo=1> 参照。

⁴⁷ 福島第一原発事故後の規制強化や再稼働についての経緯は、小池拓自「新規規制基準と原子力発電所の再稼働—川内原発再稼働をめぐる論点を中心に—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』840号, 2015.1.8. 参照。

価格で買い取ることで、原発による電気の収入を保証する制度を導入すること等を検討している。この制度案に対しては、第4次エネルギー基本計画で「ベースロード電源」と位置付けられた原子力発電を民間事業者が安定的に継続する方法の1つとして肯定的に評価する意見がある一方で⁴⁸、同計画で示された「原発依存度を可能な限り低減させる」という方針に反するとの批判も出ている⁴⁹。

4 再生可能エネルギー

(1) 再生可能エネルギーの将来性と課題

再生可能エネルギー (Renewable Energy) とは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーとされ、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等がある。再生可能エネルギーは、石油、天然ガス等の海外資源への依存度の低下と、地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出の抑制に貢献する点で、エネルギー安全保障面や環境面において優れたエネルギーである。一方、自然条件から設置可能な地点が限られる、天候 (日照時間等) によって出力が変動する、発電コストが高い等の問題があり、農林水産業や環境に関する規制の見直し (農地転用、温泉資源の保護等)、送電網の整備、蓄電設備の整備、技術開発によるコストダウン等の課題がある。

(2) 固定価格買取制度

再生可能エネルギーの開発や導入を支援する政策には約40年の歴史があるが⁵⁰、その導入は限定的であった⁵¹。東日本大震災後、日本のエネルギー政策が抜本的に見直される中で、再生可能エネルギーの導入を加速するため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号)が成立し、同法に基づき、平成24(2012)年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (Feed-in Tariff: FIT) が開始された。同制度は、太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマスの発電による電力の全量を、一定期間、同じ価格で買い取ることを電力会社に義務付けるものであり、その費用は、使用電力量に比例した賦課金 (サーチャージ) の形で電力使用者に転嫁される。⁵²

長期間にわたり一定の収益率が見込まれる水準に買取価格が設定されたため、多数の申請が続き、新制度開始後に経済産業省が認定した総容量は7237万kWに及ぶ⁵³。制度導入

⁴⁸ 「社説 原発政策 「重要電源」支える工夫が要る」『読売新聞』2014.8.28.

⁴⁹ 「社説 原発と自由化 優遇策はいらない」『朝日新聞』2014.8.23.

⁵⁰ 再生可能エネルギーの技術開発や導入の支援策は、1970年代の石油危機を端緒とする石油代替エネルギー開発の一部として開始され、1990年代からは地球温暖化対策の意味が加わり、新エネルギー開発の一環として太陽光発電等への導入補助が実施された。その後、平成15(2003)年には電気事業者に一定量の新エネルギーの買取を義務付けるRPS制度が開始された。詳細は、小林信一「再生可能エネルギーの政策史」『再生可能エネルギーをめぐる諸相』(調査資料2013-4) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2014, pp.5-46. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8563845_po_20130403.pdf?contentNo=1>; 山口聡・近藤かおり「再生可能エネルギーの導入促進10政策」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』653号, 2009.10.27. <<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/issue/0653.pdf>> を参照。

⁵¹ 平成23(2011)年度の発電量に占める太陽光、風力、地熱の割合は1.4%(電気事業連合会「電源別発電電力量構成比」2012.6.13. <http://www.fepec.or.jp/about_us/pr/sonota/_icsFiles/afieldfile/2012/06/13/kouseihi_2011.pdf>).

⁵² 「固定価格買取制度」資源エネルギー庁HP <http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/index.html> 等

⁵³ 平成26(2014)年8月現在(「固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト」<http://www.fit.go.jp/statistics/public_sp.html>). 設備利用率を10%としても、100万kW級の原発7基以上の設備容量である。

によって再生可能エネルギー開発が進んでいるものの、①認定容量の17%しか発電が開始されていない（一部事業者は、認定後の設備取得を、それらの価格低下を待って遅延させている）、②事業化の容易な10kW以上の太陽光発電に偏っている（認定容量の91%）、③電力会社が送電線の容量不足を理由に接続申込を保留する等の問題が生じている。経済産業省は、買取価格の定期的な見直し⁵⁴、認定失効ルールの特化等の対策を講じている。また、接続保留問題についても、固定価格買取制度の運用の見直し（買取価格の決定時期の変更、太陽光発電の発電抑制方法の見直し等）を中心にその対策を検討中である。

おわりに

人口が減少傾向にある日本において、経済成長を実現することは容易ではない。しかし、高齢化社会を支える上でも経済が着実に発展することが望まれる。先進国において、経済成長の鍵となるのは、民間セクターの創意工夫と競争によって生み出されるイノベーションであり⁵⁵、経済産業政策には、民間の経済活動を活性化し、持続的な経済成長を促す役割が期待される。具体的には、市場だけに委ねることができない分野、すなわち信頼できる法制度や市場制度の構築、労働市場やセーフティネットの整備、教育の充実等を中心課題とし、消費者や企業に選ばれる経済社会を整えることが重要となる⁵⁶。冒頭で紹介した成長戦略のみならず、中小企業政策、通商政策、エネルギー政策の全ては、経済成長の環境整備の側面を持っている。このほか、経済産業分野に限っても、知的財産権の保護、公正な競争環境の整備、資源開発等同じ側面を持つ政策課題は少なくない。

【執筆者一覧】

| | |
|---|-------|
| はじめに、おわりに | 小池拓自 |
| I-1 (産業政策：成長戦略) | 小澤隆 |
| I-2 (産業政策：中小企業政策) | 鈴木絢子 |
| II-1,2,3 (通商政策：WTOとFTA/EPA、日本のEPA、TPP交渉の動向) | 田中菜採兒 |
| III-1 (エネルギー政策：エネルギー基本計画と将来の電源構成) | 近藤かおり |
| III-2 (エネルギー政策：電力システム改革) | 山口聡 |
| III-3 (エネルギー政策：原子力) | 青山寿敏 |
| III-4 (エネルギー政策：再生可能エネルギー) | 小池拓自 |

⁵⁴ 例えば、10kW以上の太陽光発電の1kWh当たりの買取価格は、40円（平成24年度）、36円（平成25年度）、32円（平成26年度）と見直されてきた（認定時の買取価格は20年間保証される）。

⁵⁵ 吉川洋『いまこそ、ケインズとシュンペーターに学べ—有効需要とイノベーションの経済学—』ダイヤモンド社、2009、pp.267-270。

⁵⁶ 柳川範之「経済教室 「誠実な市場」は日本の強み 制度の優劣、国が競う」『日本経済新聞』2012.6.18；小池拓自「貿易構造・投資構造にみる日本経済の成熟と今後」『技術と文化による日本の再生（総合調査報告書）』（調査資料2012-1）国立国会図書館調査及び立法考査局、2012、pp.39-54。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3533030_po_20120105.pdf?contentNo=1>